

改正案

現行

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第六条の十四）</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給</p> <p>第一款 支給決定等（第七条 第二十三条）</p> <p>第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十四条 第三十二条）</p> <p>第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十二条の二 第三十四条の六）</p> <p>第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七 第三十四条の二十八）</p> <p>第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第三十五条 第六十五条の二）</p> <p>第三節 補装具費の支給（第六十五条の三 第六十五条の九）</p> <p>第三章 地域生活支援事業（第六十五条の十 第六十五条の十五）</p> <p>第四章 事業及び施設（第六十六条 第六十八条の三）</p> <p>第五章 雑則（第六十九条 第七十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第六条）</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給</p> <p>第一款 支給決定等（第七条 第二十三条）</p> <p>第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十四条 第三十二条）</p> <p>第三款 高額障害福祉サービス費の支給（第三十二条・第三十四条）</p> <p>第二節 自立支援医療費の支給（第三十五条 第六十五条）</p> <p>第三章 事業（第六十六条 第六十八条）</p> <p>第四章 雑則（第六十九条 第七十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設とする。

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第一条の二 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練及び就労移行支援とする。

(法第五条第二項及び第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条の三 法五条第二項及び第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

(法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の二 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。

(法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の三 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は

(法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

、病院とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第一条の四 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の五 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二条の六 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談若しくは助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能若しくは生活能力の向上のために必要な支援とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第四十一条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行つことができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるものつち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第六条の三 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設又は同条第三項に規定する精神障害者授産施設、知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設その他次条に定める便宜を適切に行つことができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護とする。

社サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練又は就労移行支援(以下この号において「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練機能訓練」という。）（一年六月間）

二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練生活訓練」という。）（二年間）（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、三年間）

（法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二 自立訓練（生活訓練） 知的障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）又は精神障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

（法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第六条の八 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する

便宜を供与する場合にあっては、二年又は五年とする。

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(法第五条第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定

める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第五条第十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第六条の十二 法第五条第十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をした支給決定障害者等（同号に規定する支給決定障害者等をいう。）及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービスを提供する上での留意事項とする。

（法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める基準）

第六条の十三 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたって継続して使用されるものであること。

三 医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用
されることが必要とされるものであること。

(法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十四 法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める
便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促
進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必
要な支援とする。

第二章 自立支援給付

第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例
訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給
第一款 支給決定等

(支給決定の申請)

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定(法第十九条第一
項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする
障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申
請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなければな
らない。

一 三 (略)

四 (略)

第二章 自立支援給付
第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例
訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給
第一款 支給決定等

(支給決定の申請)

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定(法第十九条第一
項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする
障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申
請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなければな
らない。

一 三 (略)

四 当該申請に係る障害者に関する施設訓練等支援費(身体障害者
福祉法第十七条の十第一項又は知的障害者福祉法第十五条の十一
第一項に規定する施設訓練等支援費をいう。第十二条第四号及び
第十七条第四号において同じ。)の受給の状況

五 (略)

六 当該申請に係る障害者等が現に精神保健及び精神障害者福祉に

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

2 (略)

一 負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第十七条第一項に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）並びに療養介護に係る介護給付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようする障害者にあつては、療養介護医療費に係る負担上限月額（令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額をいう。）並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額（第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。）の算定のために必要な事項に関する書類

二・三 (略)

3 支給決定障害者等は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第八条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等

関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を利用してしている場合には、その利用の状況

- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)

2 (略)

一 負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第十七条第一項に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

二・三 (略)

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第八条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等

前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。
（ ）の利用の状況

三（略）

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）（法第二十一条第一項の障害程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設を利用する場合に必要な障害程度区分の認定に限る。）

三（略）

（法第二十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十二条 法第二十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三（略）

前条第一項第三号から第七号までに掲げるものに係るものを除く。
（ ）の利用の状況

三（略）

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業を行っている者

二 身体障害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業を行っている者

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの設置者

四 知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業を行っている者

五（略）

六 介護保険法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者

（法第二十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十二条 法第二十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三（略）

四 (略)

五 九 (略)

(法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十四條 法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日

二 四 (略)

五 支給決定の有効期間(法第二十三條に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。)

六 八 (略)

(法第二十三條に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五條 法第二十三條に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。)(一) 一月間から十二月間までの範囲内を月を単位として市町村が定める期間

四 当該申請に係る障害者の施設訓練等支援費の受給の状況

五 (略)

六 当該申請に係る障害者等が現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十條の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を利用してしている場合には、その利用の状況

七 十一 (略)

(法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十四條 法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支給決定障害者等(法第五條第十七條第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)(の氏名、居住地及び生年月日

二 四 (略)

五 支給決定の有効期間(法第二十三條に規定する支給決定の有効期間をいう。)

六 八 (略)

(法第二十三條に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五條 法第二十三條に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から平成十八年九月三十日までの期間とする。

二 療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助 一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

三 就労移行支援（第六条の八ただし書に規定する場合に限る。）

一月間から六十月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を支給決定の有効期間とする。

（支給決定の変更の申請）

第十七条 法第二十四条第一項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～三（略）

四（略）

五（略）

六（略）

七（略）

八（略）

（令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十一条 令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項は、第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに負担上限月額等の

（支給決定の変更の申請）

第十七条 法第二十四条第一項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～三（略）

四 当該申請に係る障害者に関する施設訓練等支援費の受給の状況（略）

六 当該申請に係る障害者等が現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を利用している場合には、その利用の状況

七（略）

八（略）

九（略）

十（略）

（令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十一条 令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項は、第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに負担上限月額の算

算定のために必要な事項とする。

第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び
特例訓練等給付費の支給

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 療養介護 次に掲げる費用

イ 日用品費

ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 生活介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 生産活動に係る材料費

ニ 日用品費

ホ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

三・四 (略)

五 共同生活介護又は共同生活援助 次に掲げる費用

イ・二 (略)

ホ その他共同生活介護又は共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるもの

定のために必要な事項とする。

第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び
特例訓練等給付費の支給

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一・二 (略)

三 共同生活援助 次に掲げる費用

イ・二 (略)

ホ その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ

のに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

六 施設入所支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

七 自立訓練（宿泊型自立訓練）自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。（を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

八 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 日用品費

ニ その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

九 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

つて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

イ 食事の提供に要する費用

ロ 生産活動に係る材料費

ハ 日用品費

二 その他就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(受給者証の提示)

第二十六条 支給決定障害者等は、法第二十九条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス等（同条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）を受けるに当たっては、その都度、指定障害福祉サービス事業者等に対して受給者証を提示しなければならない。

(令第十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付)
第二十八条 令第十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第二十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第三款

サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給

(受給者証の提示)

第二十六条 支給決定障害者等は、法第二十九条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス（同条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を受けるに当たっては、その都度、指定障害福祉サービス事業者等（同条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）に対して受給者証を提示しなければならない。

(令第十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付)
第二十八条 令第十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十四号）に基づく特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第二十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第三款

高額障害福祉サービス費の支給

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請)

第三十一条 略

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号(第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。)

二・三 略

2 略

(法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等)

第三十二条の二 法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等は、障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。次条において同じ。)を利用する支給決定障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

二 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

(サービス利用計画作成費の支給の申請)

第三十二条の三 法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受けよとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請)

第三十一条 略

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号(第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。第三十四条第一項第一号及び第四号において同じ。)

二・三 略

2 略

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

2 前項の申請書には、受給者証を添付しなければならない。

3 市町村は、第一項の申請を行った支給決定障害者等が法第三十二条第一項に規定する計画作成対象障害者等（以下この条及び次条において「計画作成対象障害者等」という。）と認めるときは、サービス利用計画作成費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）を定めて当該支給決定障害者等に通知するとともに、支給期間を受給者証に記載することとする。

4 支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間とする。

一 前条第一号に該当する計画作成対象障害者等と認めたる者 一月間から六月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 前条第二号又は第三号に該当する計画作成対象障害者等と認めたる者 当該支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間（二以上の障害福祉サービスを受ける場合にあつては、そのうち最も短いもの）の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

（サービス利用計画作成費の支給の取消し）

第三十二条の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。

一 計画作成対象障害者等が、法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 計画作成対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市

町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定によりサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該サービス利用計画作成費に係る計画作成対象障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 サービス利用計画作成費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の計画作成対象障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項のサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条の五 市町村は、法第三十二条第一項の規定に基づき、毎月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。

(高額障害福祉サービス費の支給申請)

第三十四条 高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は施設給付決定保護者(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護

(高額障害福祉サービス費の支給申請)

第三十四条 高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、施設支給決定身体障害者(身体障害者福祉法第十七条の十一第五項に規定する施設支給

者をいう。)であつて、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援(同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。)を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、施設受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十二年厚生省令第十一号)第 条に規定する施設受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

2 (略)

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものとする。

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡

決定身体障害者をいう。)又は施設支給決定知的障害者(知的障害者福祉法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。)であつて、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援(身体障害者福祉法第十七条の十第一項又は知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。附則第七条において同じ。)を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)、身体障害者福祉法による施設受給者証番号(身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)第九条の二十二号に規定する施設受給者証番号をいう。)(又は知的障害者福祉法による施設受給者証番号(知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)第二十五条第二号に規定する施設受給者証番号をいう。))

2 (略)

先

二 特定入所サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の名称

三 令第十七条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略とすることができる。

一 令第十七条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書類

二 受給者証

三 令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類

3 市町村は、第一項の申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。

一 特定障害者特別給付費の額

二 特定障害者特別給付費を支給する期間

4 特定障害者は、前項第二号に定める期間内において、第一項各号に掲げる事項又は前項第一号の特定障害者特別給付費の額に掲げる事項の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡

先

二 第一項各号に掲げる事項又は特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

三 その他必要な事項

5 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(特例特定障害者特別給付費の支給の申請)

第三十四条の四 特例特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二 支給を受けようとする特例特定障害者特別給付費の額

2 前項の申請書には、同項第二号の特例特定障害者特別給付費の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定障害者特別給付費の額の変更)

第三十四条の五 市町村は、特定障害者の所得の状況等に変更があつたときは、第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項の変更を行うことができる。この場合において、同号に掲げる事項について変更を行った市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により特定障害者に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項を変更した旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 市町村は、第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項に変更を行った場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)

第三十四条の六 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を行わないことができる。

一 特定障害者が、法第三十四条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 特定障害者が、第三十四条の三第三項第二号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特定障害者特別給付費等に係る特定障害者に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているとき

は、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項の特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者

(居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)(については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供者（障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 年厚生労働省令第 号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五条第二項に規定するサービス提供者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において「指定居宅介護」という。）の事業を行う事業所であつて重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（療養介護に係る指定の申請）

第三十四条の八 法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。た

だし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 事業所の管理者及びサービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（生活介護に係る指定の申請）

第三十四条の九 法第三十六条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各

号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（児童デイサービスに係る指定の申請）

第三十四条の十 法第三十六条第一項の規定に基づき児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に

係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

（短期入所に係る指定の申請）

第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを

利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請)

第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 提供する障害福祉サービスの種類
- 六 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地
- 七 事業所の平面図
- 八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

概要

- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 指定障害福祉サービス基準第百三十一条第三項の医療機関との協力体制の概要
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(共同生活介護に係る指定の申請)

第三十四条の十三 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十三 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請)

第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請)

第三十四条の十五 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(就労移行支援に係る指定の申請)

第三十四条の十六 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の
概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する
指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び
診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十一条
第二項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所そ
の他関係機関の名称
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(就労継続支援A型に係る指定の申請)

第三十四条の十七 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第
一号の就労継続支援A型(以下「就労継続支援A型」という。)に
係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次
の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る
事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない
。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事
項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネット
を利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでな

い。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

(就労継続支援B型に係る指定の申請)

第三十四条の十八 法第二十六条第一項の規定に基づき第六条の十第二号の就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事

項証明書を除く。()については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第二百二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(共同生活援助に係る指定の申請)

第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十一条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(法第二十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第二十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス(第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護及び就労継続支援B型とする。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の更新)

第三十四条の二十一 第三十四条の七から前条までの規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者(特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行つ特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
- 二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、

第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、

第三十四条の九第四号、第三十四条の十第四号、第三十四条の十一

第四号、第三十四条の十二第四号、第三十四条の十三第四号、

第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、

第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、

第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護 重度訪問介護又は行動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 療養介護 第三十四条の八第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四 児童デイサービス 第三十四条の十第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

五 短期入所 第三十四条の十一第一号、第二号、第四号（当該指

- 定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第六号、第七号
(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。()、第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 六 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号から第九号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 七 共同生活介護 第三十四条の十三第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、第八号及び第十一号から第十四号までに掲げる事項
- 八 自立訓練(機能訓練) 第三十四条の十四第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 九 自立訓練(生活訓練) 第三十四条の十五第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 十 就労移行支援 第三十四条の十六第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、第八号及び第十一号から第十四号までに掲げる事項
- 十一 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 十二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。()、第五号、第七号、

第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴つものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。）の種類
- 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）（第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 十四 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）
- 十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項
- 十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請)

第三十四条の二十五 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、前条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員（生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（第六号、第八号、第九号、第十二号から第十五号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(指定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の二十七 法第四十条において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき指定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費の請求に
関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定相談支援事業者の指定の更新について準用する。

(指定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十八 指定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)(については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定相談支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十二条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)(の申請をしよつとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十二条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)(の申請をしよつとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記

第二節 自立支援医療費の支給

載した申請書を、市町村（育成医療（令第一条第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は精神通院医療（同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一～五 略

六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号

七～九 略

2・3 略

（届出）

第六十三条 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

一 （略）

二 医療法第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険法第七十七条第一項又は薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

（療養介護医療費の支給）

載した申請書を、市町村（育成医療（令第一条第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は精神通院医療（同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一～五 略

六 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号

七～九 略

2・3 略

（届出）

第六十三条 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

一 （略）

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険法第七十七条第一項又は薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

第六十四条の二 市町村は、法第七十条第一項の規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。

2 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

(基準該当療養介護医療費の支給の申請)

第六十四条の三 基準該当療養介護医療費の支給を受けようとする特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者は、法第七十一条第一項の規定に基づき、第二十一条第一項各号に掲げる事項のほか、支給を受けようとする基準該当療養介護医療費の額を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、同項の基準該当療養介護医療費の額を証する書類を添付しなければならない。

(令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法)

第六十四条の四 令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が一万円を下回る場合には一万円とする。)とする。ただし、令第四十二条の四第一項第一号に掲げ

る者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第一項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、令第四十二条の四第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額を一万円としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、一万円とする。

（令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法）

第六十四条の五 令第四十二条の四第三項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。

一 支給決定障害者（令第四十二条の四第一項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十一条の三において同じ。）

（が同一の月に受けた指定療養介護医療（令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。））（食事療養

（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。）及び生活療養（同項第二号に規定する生

活療養をいう。次号において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

二 支給決定障害者が同一の月に受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下

同じ。）（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療

養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

(診療報酬の請求、支払等)

第六十五条 市町村等が法第七十三条第一項の規定に基づき医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定自立支援医療機関、指定療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)(以下この条において「指定自立支援医療機関等」と総称する。)(は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定自立支援医療機関等が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十二年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

3 (略)

(法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関)

(診療報酬の請求、支払等)

第六十五条 市町村等が法第七十三条第一項の規定に基づき医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定自立支援医療機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定自立支援医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関に対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十二年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

3 (略)

第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

第三節 補装具費の支給

（令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の三 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第一号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第二十八条各号に掲げる給付とする。

（令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の五 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十三条の三第四号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の六 令第四十三条の三第四号に規定する厚生労働省令で

定める者は、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けよつとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行つとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

三 当該申請に係る補装具の種類、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名

四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつて

は、その番号

五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十二条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項

六 医師の意見書又は診断書

七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り

九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証

十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同条第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所その他の次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）及び保健所とする。

第三章 地域生活支援事業

（法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜）
第六十五条の十 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法）
第六十五条の十一 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

（法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜）
第六十五条の十二 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する手話通訳等を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等

に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であつて同
号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

（法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設
）

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省
令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

（法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜
）

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省
令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会と
の交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営
むために必要な支援とする。

（法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定
める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療
育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年
法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援セン
ターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、
都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うため
の会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営
むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

第四章 事業及び施設

第二章 事業

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。)及び内容

二 六 (略)

七 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)(、自立訓練 就労移行支援又は就労継続支援に限る。)(、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)(、所在地及び利用定員

八 (略)

2 (略)

(障害者支援施設に関する届出)

第六十八条の二 法第八十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 施設の名称及び所在地

二 施設障害福祉サービスの種類及び内容

三 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要

四 事業内容及び運営の方法

五 利用定員

六 職員の定員及び主な職員の履歴書

七 収支予算書

八 事業の開始の予定年月日

(障害福祉サービス事業に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 事業の種類及び内容

二 六 (略)

七 短期入所を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員

八 (略)

2 (略)

第六十八条の三 令第四十三条の四第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 三 施設の建物及び設備の処分

第五章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。

- 2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。
- 3 法第四十八条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。
- 4 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。
- 5 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。

第四章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。

- 2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。
- 3 法第四十八条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。
- 4 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。
- 5 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等	指定都市
第四十条		
第四十五条第一項及び第二項		
第四十七条第一項及び第二項		
第四十八条第一項及び第二項		
第五十条		
第六十五条第一項及び第二項		
第五十七条	都道府県知事	指定都市の市長
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十六条第二項		
第六十五条の十五	主として居宅におい	主として居宅におい

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等	指定都市
第四十条		
第四十五条第一項及び第二項		
第四十七条第一項及び第二項		
第四十八条第一項及び第二項		
第五十条		
第六十五条第一項及び第二項		
第五十七条	都道府県知事	指定都市の市長
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十六条第二項		

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五

第六十八条の三	<p>て日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>	<p>て日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業</p>
市町村	指定都市以外の市町村	

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五

十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十五条第一項及び び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び び第二項 第四十七条第一項及び び第二項 第四十八条第一項及び び第三項 第五十条 第六十五条第一項及び び第二項	市町村等	中核市
第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条第二項 第六十五条の十五	都道府県知事	中核市の市長
	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導 発達障害者支援センター（発達障害者	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導 その他特に専門性の高い相談支援事業

十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十五条第一項及び び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び び第二項 第四十七条第一項及び び第二項 第四十八条第一項及び び第三項 第五十条 第六十五条第一項及び び第二項	市町村等	中核市
第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条第二項	都道府県知事	中核市の市長

第六十八条の三	市町村	中核市以外の市町村
	<p>支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。</p> <p>（の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものの</p>	

附則

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一条の二中「及び就労移行支援」とあるのは、「、就労移行支援及び就労継続支援（法附則第二十一条第一項に規定する特

附則

定旧法受給者に対して行うものに限る。」とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ
入に関する経過措置)

第一条の三 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで
の間は、第六条の三中「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就
労継続支援並びに旧法施設支援(法附則第二十条に規定する旧法施
設支援をいい、通所によるものに限る。)」とする。

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間に関する経過
措置)

第一条の四 法附則第十九条第一項の規定により支給決定を受けたも
のとみなされた障害者に係る法第二十三条に規定する厚生労働省令
で定める期間は、平成十八年十月一日におけるその者に係る法附則
第二十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一
第二項第一号又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害
者福祉法第十五条の十二第二項第一号に規定する施設訓練等支援費
を支給する期間の残存期間と同一の期間とする。

2 平成十八年十月一日以降に旧法施設支援(法附則第二十条に規定
する旧法施設支援をいう。附則第七条において同じ。)の支給決定
をされた者に係る法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期
間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間
と一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定
める期間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日
が月の初日である場合にあつては、一月間から三十六月間までの範
囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

第一条の五 平成十八年十月一日になされた支給決定（前条各項に規定するものを除く。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」と、同項第一号中「三十六月間」とあるのは「四十二月間」とする。

第二条 削除

（法附則第九条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第三項に規定する額の算定方法）

第三条 法附則第九条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第三項に規定する額は、同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要し

（法附則第八条第一項の規定に基づき、法第二十九条及び第三十条の規定により介護給付費及び特例介護給付費が支給される障害者デイサービスに係る法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用）

第一条 法附則第八条第一項の規定に基づき、法第二十九条及び第三十条の規定により介護給付費及び特例介護給付費が支給される障害者デイサービス（法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスをいう。以下この条において同じ。）に係る法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に定める費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費（入浴に係るものに限る。）
- 三 創作的活動に係る材料費
- 四 その他障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（法附則第九条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第三項に規定する額の算定方法）

第三条 法附則第九条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第三項に規定する額は、同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等（法第

た費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（サービス利用計画作成費の支給に係る経過措置）

第五条 第三十二条の二から第三十二条の五までの規定の適用については、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第三十二条の二中「及び共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助及び旧法施設支援（法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものを除く。）」とする。

（令附則第十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号並びに令第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額の算定方法）

第七条 令附則第十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号並びに令第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額（令第十七条第一項第二号及び第二十一

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（令附則第十一条に規定する厚生労働省令で定める者）

第五条 令附則第十一条に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定身体障害者更生施設等（身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。）に通う者とする。

2 令附則第十一条に規定する指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定知的障害者更生施設等（知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。）に通う者とする。

（令附則第十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号並びに令第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額の算定方法）

第七条 令附則第十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号並びに令第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額（令第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超える

条第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、令第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援に限る。）以下この条において同じ。）のあつた月の属する年の前年（障害福祉サービスのあつた月が一月から六月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に消費される金銭その他障害福祉サービスに要する費用に充てることができない収入として市町村が認められた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）から当該障害福祉サービスのあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料（所得税法第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。）の費用を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として市町村が認定した額（以下「認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円以下である支給決定障害者等であつて、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援（第三号において「共同生活介護等」という。）を受けているもの

零

二 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等であつて、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援（法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定

ときは、二万四千六百円とし、令第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 共同生活援助又は指定施設支援（以下この条において「共同生活援助等」という。）のあつた月の属する年の前年（共同生活援助等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に消費される金銭その他共同生活援助等に要する費用に充てることができない収入として市町村が認められた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該共同生活援助等のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料（所得税法第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。）の費用を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として市町村が認定した額（以下この条において「認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円以下である支給決定障害者等

零

二 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等であつて、共同生活援助又は指定施設支援（知的障害者通勤寮支援（知的障害者福祉法第五条第五項に規定する知的障害者通勤寮支援をいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）を受けているもの イから八までに掲げる支給決定障害者等の区分に応

する知的障害者援護施設（法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮に限る。）に係るものに限る。）を受けているもの イから八までに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる額

イ 工賃（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第四十四条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入（以下「就労収入」という。）並びに第二十八条各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として市町村が認めたもの（以下「年金等収入」という。）の合計額（以下「就労等収入額」という。）が十万九千六百六十七円を超える支給決定障害者等 六千円に認定月収額から十万九千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額を加えて得た額

ロ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超え十万九千六百六十七円以下である支給決定障害者等 就労等収入額から六万九千六百六十七円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に百分の十五を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ハ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である支給決定障害者等 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等であつて、共同生活介護等を受けているもの（前号に掲げる者を除く。） イ及びロに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額

じ、それぞれイから八までに掲げる額

イ 工賃（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第六十三条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入並びに第二十八条各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として市町村が認めたものの合計額（以下「就労等収入額」という。）が十万九千六百六十七円を超える支給決定障害者等 六千円に認定月収額から十万九千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額を加えて得た額

ロ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超え十万九千六百六十七円以下である支給決定障害者等 就労等収入額から六万九千六百六十七円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に百分の十五を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ハ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である支給決定障害者等 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等であつて、指定施設支援（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）を受けているもの イ及びロに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額
イ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者

イ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等 (1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額

(2) 就労収入の額が三千円を超え四万三千三百三十三円以下の場合
就労等収入額から就労収入の額と六万六千六百六十七円の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(に二分の一を乗じて得た額と、認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(3) 就労収入の額が四万三千三百三十三円を超える場合 認定月収額から十万七千円を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ロ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である支給決定障害者等 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

四 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額に限る。以下同じ。)(と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者等であつて、療養介護を受けているもの 認定月収額から同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

五 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者等であつて、療養介護を受けているもの 同項第一号に掲げる額

者等 就労等収入額から六万九千六百六十七円(厚生労働大臣が定める者については、六万六千六百六十七円)を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ロ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である支給決定障害者等 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

(令附則第十二条の二に規定する厚生労働省令で定める要件)

第十一条の二 令附則第十二条の二に規定する厚生労働省令で定める要件は、附則第六条各号のいずれにも該当していることとする。

(令附則第十二条の二の規定により読み替えて適用する令第四十二条の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者等の所得状況を勘案して定める額の算定方法)

第十一条の三 令附則第十二条の二の規定により読み替えて適用する令第四十二条の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額(令第四十二条の四第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。)とする。

一 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者 零

二 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

別表第一号（第六十九条第一項関係）

（表面）

障害者自立支援検査証		第	号
写 真	官 職 又は職名		
	氏 名		
	生年月日		
	障害者自立支援法第九条及び第十条に定める当該職員であることを証する。		
	平成 年 月 日 交付		
都 道 府 県 知 事		印	
市（区）町村長			

（裏面）

障害者自立支援法（抄）	
（不正利得の徴収）	
第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、（以下略）	
2・3 （略）	
（報告等）	
第九条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。	
第一百五十五条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。	
2 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。	
3 （略）	
障害者自立支援法施行令（抄）	
（法第八条第一項の政令で定める医療）	
第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、育成医療及び精神通院医療とする。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

- 1 . 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2 . 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

